

議案第 36 号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

小田原市小児医療費助成条例（平成 29 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中「前条第 6 項第 1 号」を「前条第 5 項第 1 号」に改める。

第 4 条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

小児医療費助成制度における保護者の所得額による助成の制限を廃止するため提案するものであります。